

Advantage Partnership Lawyers

国際法

オーストラリアから第3国への輸出、輸入する場合相手先の会社と契約を結ぶかと思料されます。また、本社が直接オーストラリアの企業と契約を結ぶ事もあるかと思料されます。この様な場合必ずしも国内法又は州法が適応されると限りません。

契約を交わす際に訴訟問題が発生する事を顧慮して次の2点を明記すべきです。

1. 法の指定
2. 裁判所の指定

法の指定

Q. 法の指定をせず訴訟が発生した場合、どこの国又は州の法律を裁判所は適応するのでしょうか？

A. 裁判所は契約書の内容を吟味し契約内容に最つとも関連の深い国又は州法を適応致します。

Q. 契約書に法の指定を盛り込んだ場合裁判所は批准するのでしょうか？

- A.** 基本的に裁判所は指定法を批准致しますが、下記の様な例外が有ります。
1. 不当な目的の為に選択された法律
 2. 契約内容とは無関係な法律
 3. オーストラリアの公俗良俗に反する法律

裁判所の指定

裁判所を指定する場合最初に考慮しなければならない事は、指定した裁判所が判決を下した場合相手側に遵守させる執功力があるのかどうかを検討すべきです。例えば、裁判所を東京地方裁判所に指定をしても、相手の会社がオーストラリアにある場合、その会社に破産命等を下し強制的に売り掛け金を回収する能力はありません。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555

legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net